

令和7年第3回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和7年8月25日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

15番 松村幸治	16番 吉田稔
----------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	市民部長 稲井誠司
健康福祉部長 大倉洋二	産業経済部長 森克彦
建設部長 森友邦明	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 古川秀樹	市民部次長 酒巻達也
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 住友勝次
建設部次長 大石憲司	教育部次長 三宅剛
教育部次長 板東毅	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 妹尾光雄	阿波支所長 大塚清
農業委員会事務局長 伊坂典恭	監査事務局長 坂東明

水道部次長 吉 成 永 吾

財 政 課 長 藤 井 信 良

会 計 管 理 者 清 田 美 恵 子

監 査 委 員 池 上 茂 和

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相原 繁 喜

議会事務局長次長 松永 祐子

議会事務局長係長 大塚 久史

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 56号 令和6年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 57号 令和6年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 58号 令和6年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 59号 令和6年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 60号 令和6年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 61号 令和6年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 62号 令和6年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第 11 議案第 63号 令和6年度阿波市農業集落排水事業会計決算認定について
- 日程第 12 議案第 64号 令和7年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 13 議案第 65号 令和7年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 14 議案第 66号 令和7年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 15 議案第 67号 阿波市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 68号 阿波市工場立地法地域準則条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 69号 土柱休養村センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

- 日程第 18 議案第 70 号 阿波市土柱自然公園及び阿波市休養村ふれあい公園の設置  
及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 71 号 阿波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部  
改正について
- 日程第 20 議案第 72 号 阿波市公民館条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 73 号 阿波市教育集会所条例の一部改正について
- 日程第 22 報告第 5 号 令和 6 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率につい  
て
- 日程第 23 請願第 1 号 「徳島県平和の日」の条例制定を求める意見書の提出を求  
める請願
- 日程第 24 中央広域環境施設組合議会の議員選出について

午前10時00分 開会

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから令和7年第3回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、議員研修についてご報告申し上げます。

7月9日に阿波市役所においてプラスチックに係る資源循環等に関する法律についての研修会を開催し、見識を深めました。

8月8日にJRホテルクレメント徳島において、県内議会3団体連携事業として徳島県町村議会議員研修会が開催され、参加いたしました。研修会では、政治ジャーナリスト島田敏男氏より「参院選後の政治情勢」、また朝日新聞コンテンツ政策担当補佐役林尚行氏により「日本の政治、何が起きているのか」と題した講演をそれぞれ拝聴いたしました。

次に、要望活動等についてご報告申し上げます。

8月22日に東京都内において徳島県主催による徳島自動車道の早期4車線化等に向けた徳島南部自動車道・阿南安芸自動車道・徳島自動車道等整備促進決起大会及び要望活動が行われ、町田市長とともに出席いたしました。

続いて、組合関係についてご報告申し上げます。

7月15日に徳島中央広域連合議会臨時会、7月25日に中央広域環境施設組合議会臨時会が開催され、関係議員とともに出席いたしました。

続いて、その他といたしまして、6月7日に阿波市障害者スポーツレクリエーション大会、6月23日に阿波市シルバー人材センター定時総会、6月26日に阿波市緑と森づくり委員会総会、阿波市土地改良区連絡協議会総会、7月8日に西条大橋沿線並びに国道318号改良促進期成会総会、7月10日に徳島駅伝阿波市選手強化委員会総会、7月11日に阿波市まち・ひと・しごと創生本部有識者会議、国道193号（脇町・塩江間）整備促進期成同盟会定期総会、7月25日に阿波市勤労青少年ホーム運営委員会、8月1日に四国土砂防災ネットワーク議員連盟総会、8月20日に阿波市農業再生協議会通常総会が開催され、関係議員とともに出席いたしました。

次に、教育委員会から令和6年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する報告書の提出がありましたので、お手元に配付をして

おります。

次に、監査委員から、令和7年5月、6月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されています。

以上の件の詳細については、関係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名について**

○議長（笠井安之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番松村幸治君、16番吉田稔君の両名を指名いたします。

~~~~~

#### **日程第2 会期の決定について**

○議長（笠井安之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、8月18日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

木村松雄議会運営委員長。

○議会運営委員長（木村松雄君） おはようございます。

議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

令和7年第3回阿波市議会定例会の運営協議のため、8月18日午前10時から委員会室において、正副議長及び委員8名、理事者側から市長、副市長、政策監、理事ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日8月25日から9月18日までの25日間に決定をいたしました。

議事日程については、既に配付をしてあります日割り表のとおり、本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明、決算審査特別委員会設置を予定いたしております。

9月4日の本会議は午前10時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定しており、9月5日午前10時に開会し一般質問、9月8日午前10時に開会し一般質問、その後、議案に対しての質疑、各委員会へ付託を予定いたしております。

次に、9月9日午前9時30分から決算審査特別委員会、9月10日午前10時から総務常任委員会、9月11日午前10時から文教厚生常任委員会、9月12日午前10時から産業建設常任委員会を予定いたしております。

次に、9月18日は午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定いたしております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締切りは、明日8月26日の正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いいたします。報告といたします。

以上でございます。

○議長（笠井安之君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から9月18日まで25日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、会期を本日から9月18日までの25日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（笠井安之君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年第3回の阿波市議会定例会を招集しましたところ、笠井安之議長、北上副議長をはじめ議員各位におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃は市行政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、市政の重要課題等についてご報告を申し上げます。

初めに、中央広域環境センターを積替保管施設として使用することに伴う分野別説明会を6月29日、7月2日、7月5日の3回開催し、周辺住民の皆様延べ104名の方に参

加をいただきました。

今回の分野別説明会では、過去に実施しました説明会での質問に対する回答や今後の周辺対策事業などについて説明をさせていただきました。

次に、7月23日よりごみの県外排出を開始し、予定どおり7月末で現施設のごみの焼却を終了いたしました。また、吉野川市は、7月末をもって中央広域環境施設組合を脱退いたしました。また、板野町議会は、8月8日の臨時会で中央広域環境施設組合を脱退する議案を可決いたしました。今後、現施設の運用や新ごみ処理施設の建設につきましては、関係市町で調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、順次行政報告を申し上げます。

初めに、7月26日から28日までの3日間、大阪市の夢洲で開催されております2025年日本国際博覧会大阪・関西万博におきまして、ゴールデンウィークに続く2度目の出展として、阿波の土柱、錦鯉のせり市などの観光資源、また文化庁の100年フードに認定された御所のたらいうどんといった特産品など、本市の魅力をPRしてまいりました。

今回は、関西広域連合が運営する関西パビリオンに設けた土柱のVR体験コーナーで、大阪電気通信大学などの協力のもと、土柱の3Dデータを活用し制作したVRゲームを来場された多くの方に体験していただき、好評を得ることができました。

2回の出展を通し自然、歴史、食文化など本市の魅力を国内外から訪れた多くの観光客に直接紹介することができ、これを機に多くの方に阿波市を訪れていただけるよう、さらなる取組を進めてまいります。

次に、今月10日、阿波市商工会青年部の主催による阿波市納涼祭が御所グラウンドで盛大に開催されました。今年で10回目となる阿波市納涼祭は、市制20周年記念事業に位置づけ、本格的な打ち上げ花火に加えて20周年記念仕掛花火が実施されたほか、市内の踊り手グループによる阿波踊り、ダンス&ミュージックなどのステージイベント、また商工会のネットワークを生かし、市内外から飲食ブースや物販の出店など多彩な催しを行い、大いに賑いました。

次に、今月4日、市内全ての中学校の生徒会の特別活動として第7回阿波市まちづくりミーティングを開催し、阿波市の未来を担う中学生の視点から市政に対する提案等について各中学校が順番にプレゼンを行いました。

内容につきましては、アエルワでのイベントを増やしてほしい、公園の管理や道路整備

の充実について、中学校の給食の無償化はなぜ実現したのか、そしてその財源はどうなっているのか、夏休みを延長してほしいなど、様々な質問や提案をいただきました。

今後におきましても、中学生や高校生とのまちづくりミーティングを通して地域の活性化や魅力向上に努めるとともに、地域人材の育成やシビックプライドの醸成を図ってまいりたいと考えております。

次に、市政情報の発信についてでございます。

今年度も市政に関する情報につきまして、阿波市ケーブルネットワークを活用した番組を制作し、情報発信を実施いたしました。

内容につきましては、令和6年度の主な取組のほか、令和7年度からの新たな取組、各部局からの最新情報など、市政に関するご報告、自治会長の皆さんからの意見、提言に対する回答などを放送させていただいております。

今後におきましても、より多くの市民の皆さんに市政に対するご理解をいただけますよう、施策や事業等について公式LINEなども活用し、積極的な情報発信に努めてまいります。

次に、国等に対する要望活動等についてご報告いたします。

初めに、今月20日、村上誠一郎総務大臣に対しまして新ごみ処理施設整備事業に係る国の補助金など、また交付金制度についてや特別交付税について特段のご支援、ご配慮をいただきますよう、要望活動を行ってまいりました。

次に、今月22日、徳島県主催により徳島南部自動車道・阿南安芸自動車道・徳島自動車道等整備促進決起大会が東京都千代田区で開催され、後藤田正純徳島県知事をはじめ、県議会議員や県内市町村長、笠井安之議長とともに出席をいたしました。

大会では、四国の暫定2車線区間で繰り返し発生した正面衝突による死亡事故等の防止対策など、高速道路の安全性向上を目的に徳島自動車道の早期4車線化などを決議し、関係国会議員などに要望活動を行いました。

次に、国営かんがい排水事業吉野川北岸2期地区についてでございます。

国営かんがい排水事業につきましては、国の直轄事業として計画的に施設更新や耐震化工事など順次進められており、現在早期米時期の水不足解消のための柿原調整池拡張工事に取り組んでいただいているところでございます。

これら各種事業の取組に対しまして、国営吉野川北岸2期土地改良事業推進協議会の会長といたしまして本地区の着実な事業推進をはじめ早期完成、また資材、労務費高騰によ

る事業費増加を考慮した予算額の確保について先月 2 日に中国四国農政局長に対しまして、さらに同月 24 日には農林水産省、財務省及び県選出国會議員に対しまして要望活動を行ってまいりました。

国等への要望活動、政策提言につきましては、本市の重要施策の推進に欠かせないものと認識をしております。今後におきましても機会あるごとに積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げ、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

~~~~~

- 日程第 4 議案第 56 号 令和 6 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 57 号 令和 6 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 58 号 令和 6 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 59 号 令和 6 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 60 号 令和 6 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 61 号 令和 6 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 62 号 令和 6 年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第 11 議案第 63 号 令和 6 年度阿波市農業集落排水事業会計決算認定について
- 日程第 12 議案第 64 号 令和 7 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 13 議案第 65 号 令和 7 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 14 議案第 66 号 令和 7 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 15 議案第 67 号 阿波市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 68 号 阿波市工場立地法地域準則条例の一部改正について

日程第 17 議案第 69 号 土柱休養村センターの設置及び管理に関する条例の廃止  
について

日程第 18 議案第 70 号 阿波市土柱自然公園及び阿波市休養村ふれあい公園の設  
置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 19 議案第 71 号 阿波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一  
部改正について

日程第 20 議案第 72 号 阿波市公民館条例の一部改正について

日程第 21 議案第 73 号 阿波市教育集会所条例の一部改正について

日程第 22 報告第 5 号 令和 6 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率につ  
いて

○議長（笠井安之君） 日程第 4、議案第 56 号令和 6 年度阿波市一般会計歳入歳出決算  
認定についてから日程第 22、報告第 5 号令和 6 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足  
比率についてまでの計 19 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日、提案をさせていただいております令和 7 年第 3 回阿波市議  
会定例会への提出議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今定例会におきましては、決算認定 8 件、予算案件 3 件、条例案件 7 件、報告案件 1 件  
の計 19 件について審議をお願いするものでございます。

最初に、議案第 56 号令和 6 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第  
61 号令和 6 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 6 件につ  
きましては、地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき監査委員の審査に付しましたの  
で、同条第 3 項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第 62 号令和 6 年度阿波市水道事業会計決算認定について及び議案第 63 号  
令和 6 年度阿波市農業集落排水事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第 30  
条第 2 項の規定に基づき監査委員の審査に付しましたので、同条第 4 項の規定により議  
会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第 64 号令和 7 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、追  
加補正予算額 7 億 4,752 万 9,000 円でございます。予算計上しております主な事  
業といたしましては、国が進める自治体標準システム導入に伴うガバメントクラウドの運

用保守の費用や老朽化した吉野中央公民館及び吉野柿原公民館の解体事業、農業用水利施設等を整備する県営土地改良事業に係る負担金、市道の改良工事をはじめとする道路新設改良事業でございます。

次に、議案第65号令和7年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、追加補正予算額1,210万円でございます。

次に、議案第66号令和7年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、追加補正予算額3,100万円でございます。

次に、議案第67号阿波市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、吉野コミュニティセンターを吉野公民館として所管替えするため、条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第68号阿波市工場立地法地域準則条例の一部改正につきましては、既に低減措置を行っている市場町切幡地区において企業による隣接地の追加取得があり、新たに工場用地に編入するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第69号土柱休養村センターの設置及び管理に関する条例の廃止について並びに議案第70号阿波市土柱自然公園及び阿波市休養村ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、閉館中の土柱休養村センターの跡地について、官民連携による利活用を予定しているため、条例の廃止及び一部改正を行うものです。

次に、議案第71号阿波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、国の法令等の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第72号阿波市公民館条例の一部改正につきましては、吉野中央公民館及び吉野柿原公民館の解体に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第73号阿波市教育集会所条例の一部改正につきましては、地籍調査により吉野町口教育集会所内の土地が分筆されたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、報告第5号令和6年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき監査委員の審査に付しましたので、報告をさせていただきますのでございます。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、この後理事等から説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

清田会計管理者。

○会計管理者（清田美恵子さん） ただいま市長から提案をさせていただきました議案のうち、議案第56号令和6年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第61号令和6年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6議案について補足説明をさせていただきます。

資料としてお手元に配付しておりますA3の用紙1枚物、この令和6年度阿波市一般会計歳入歳出決算表をご覧ください。こちらの資料によりまして決算の概要を説明させていただきます。

なお、決算書の収入済額、支出済額をそれぞれ歳入決算額、歳出決算額と読み替えてご説明申し上げます。

それでは初めに、上段の左側の歳入決算表をご覧ください。

歳入決算表の一番下の合計欄の①歳入決算総額は223億2,713万4,386円であり、前年度と比較しますと率にして1.8%、金額にして約4億円の増額となっております。

続きまして、右側の歳出決算表の合計欄の②歳出決算総額は215億3,042万8,858円であり、前年度と比較して率にして1.8%、金額にして約3億8,000万円の増額となっております。これにより、歳入歳出差引き額は7億9,670万5,528円となっております。

次に、表の③翌年度への繰越事業につきましては、3款民生費の物価高騰対策臨時給付金事業、8款土木費のスマートインターチェンジ整備事業など17事業あり、総額で7億2,328万2,000円、このうち翌年度へ繰り越すべき財源が④の1億3,909万5,000円でございますので、歳入歳出差引き額から翌年度へ繰り越すべき財源を引いた実質収支額は6億5,761万528円の黒字となっております。

続きまして、左側、歳入表歳入決算表の主なものについて説明をさせていただきます。

自主財源の根幹である1款市税につきましては、定額減税の影響により市町村民税が減少し、前年度より約1億2,900万円減の35億6,426万1,620円でございます。

次に、表の中ほど、10款地方特例交付金につきましては、定額減税に伴う定額減税減

収補填特例交付金が交付され、前年度より約1億2,800万円増の1億6,195万7,000円でございます。

次に、16款県支出金につきましては、強い農業づくり総合支援交付金等の交付により、前年度より約1億4,400万円増の16億8,052万9,918円でございます。

続きまして、右側歳出の主なものについて説明をさせていただきます。

上から2行目2款総務費につきましては、人事院勧告による職員給与の改定により人件費の増加、また定額減税補足給付金給付事業などにより、前年度より約4億2,200万円増の27億5,594万6,105円でございます。

次に、10款教育費につきましては、吉野中学校屋内運動場大規模改修事業の事業終了などにより、前年度より約1億2,000万円減の15億9,384万5,989円でございます。

続きまして、中ほどの表の令和6年度阿波市特別会計歳入歳出決算表について説明させていただきます。

こちらの表には、国民健康保険特別会計をはじめ5つの特別会計の決算状況を記載しております。表の矢印で示しているところの合計欄でご説明申し上げます。

⑤歳入決算額95億6,088万4,982円、⑥歳出決算額94億559万1,171円、⑦歳入歳出差引き額1億5,529万3,811円となっております。翌年度へ繰越すべき財源が0円でありますので、実質収支額は1億5,529万3,811円の黒字でございます。

最後に、資料の一番下の令和6年度基金残高状況について説明させていただきます。

一般会計の基金に属する現金及び有価証券の令和6年度末の残高につきましては、148億5,458万9,778円であり、前年度より2,339万244円増加しております。

また、特別会計の基金につきましては国民健康保険と介護保険の2つあり、合計は8億5,024万1,750円であり、前年度より3,189万41円減少しております。

これら全てを合わせた基金残高は、157億483万1,528円でございます。

なお、決算書に財産に関する調書並びに主要な施策の成果に関する説明書を掲載しておりますので、後ほどご高覧ください。

以上、議案第56号から議案第61号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の

上、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笠井安之君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） それでは、議案第62号及び議案第63号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第62号令和6年度阿波市水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度阿波市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年8月25日提出、阿波市長。

水道事業会計決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

1、収益的収入及び支出の決算概要でございますが、収入欄第1款水道事業収益、右のページ決算額7億2,756万7,396円に対し、下欄支出第1款水道事業費用が決算額6億2,620万5,010円で、差引き1億136万2,386円となっております。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出の決算概要でございますが、収入欄第1款資本的収入、右のページ決算額5億9,079万6,134円に対し、下欄支出第1款資本的支出が決算額10億4,776万1,247円で、表の下、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億5,696万5,113円は、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,589万4,461円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,406万3,045円、過年度分損益勘定留保資金2億5,988万6,084円及び当年度分損益勘定留保資金7,712万1,523円で補填しております。

続きまして、議案第63号令和6年度阿波市農業集落排水事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度阿波市農業集落排水事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年8月25日提出、阿波市長。

農業集落排水事業会計決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

1、収益的収入及び支出の決算概要でございますが、収入欄第1款農業集落排水事業収益、右のページ決算額1億628万6,268円に対し、下欄支出第1款農業集落排水事業費用が決算額9,871万9,582円で、差引き756万6,686円となっております。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出の決算概要でございますが、収入欄第1款資本的収入、右のページ決算額6,644万5,000円に対し、下欄支出第1款資本的支出が決算額8,177万8,523円で、表の下、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,533万3,523円は、引継ぎ金859万9,447円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額141万3,100円、損益勘定留保資金532万976円で補填をしております。

以上、議案第62号及び議案第63号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、議案第64号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について補足説明をさせていただきます。

令和7年度阿波市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億4,752万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ218億2,850万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

第3条、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。

令和7年8月25日提出、阿波市長。

この補正予算（第5号）につきましては、6月補正予算後の状況変化等を踏まえ、早急に取り組むべき事業、人事異動に伴う人件費、老朽化した吉野中央公民館、吉野柿原公民館の解体に要する経費などについて予算を計上しております。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正への追加につきましては、令和8年度から令和10年度までを期間とする阿波市立認定こども園給食調理業務委託料、限度額2億4,351万5,000円をお願いするものでございます。

次に、第3表地方債補正の追加につきましては、農林水産業債2,580万円を限度額としてお願いするものでございます。変更につきましては、総務債など5件の限度額の変更で、補正後の限度額総額は15億5,320万円でございます。

それでは、歳入歳出予算の説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

16款2項県補助金2,395万1,000円につきましては、主に農業者の経営規模の拡大や経営転換への取組を支援するとくしま農山漁村未来投資事業補助金でございます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

19款1項基金繰入金3,850万円につきましては、主に教育施設整備基金繰入金でございます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

20款1項繰越金につきましては、繰越額が確定したことから1億9,315万9,000円を見込むものでございます。

次に、22款1項市債4億8,680万円につきましては、主に道路防災に係る道路側溝整備などの緊急自然災害防止対策事業債や吉野中央公民館、吉野柿原公民館解体事業のための合併特例債でございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費6,976万9,000円につきましては、主に電子計算費で、国が進める自治体標準システムの運用保守を行うための予算を計上しております。

次に、28ページ、29ページをお願いいたします。

6款2項農地費3,821万8,000円につきましては、主に県営土地改良事業の負担金で、排水機場の補修や排水路改修などを行うものでございます。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。

8款2項道路橋りょう費1億488万3,000円につきましては、主に道路新設改良費で、市道の舗装や改良のための予算を計上しております。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。

10款1項教育総務費6,751万6,000円につきましては、主に学校施設等整備事業費で、一条小学校プール改修事業などの予算を計上しております。

次に、36ページ、37ページをお願いいたします。

10款5項社会教育費3億4,979万3,000円につきましては、主に公民館費で、吉野中央公民館、吉野柿原公民館解体事業の予算を計上しております。

最後に、42ページをお願いいたします。

この調書は、4ページの地方債補正の追加及び変更に基づき調製したもので、表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額は164億6,579万2,000円でございます。

以上、議案第64号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） それでは、議案第65号について補足説明をさせていただきます。

議案第65号令和7年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,487万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年8月25日提出、阿波市長。

今回の補正予算（第1号）につきましては、前年度の特別調整交付金等の実績額の確定に伴う償還金の追加補正や職員の定期異動に伴う人件費の調整を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

初めに、歳入につきましては、上から5行目、7款1項一般会計繰入金の補正額が1,147万9,000円の追加で、右のページ職員の定期異動に伴う職員給与費等繰入金でございます。

次に、中段から下の8款1項繰越金の補正額が51万8,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出の主なものについて説明をさせていただきます。

12、13ページをお願いいたします。

上から2行目、1款総務費、1項総務管理費の補正額1,158万2,000円の追加につきましては、職員の定期異動に伴う人件費の調整によるものでございます。

続いて、中段の8款諸支出金、1項6目償還金補正額51万8,000円の追加につきましては、前年度の特別調整交付金など実績額の確定に伴う国や県への返還金でございます。

す。

以上、議案第65号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） 続きまして、議案第66号について補足説明をさせていただきます。

議案第66号令和7年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億370万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年8月25日提出、阿波市長。

今回の補正予算（第2号）につきましては、前年度の介護給付費負担金の実績額の確定に伴う償還金の追加補正や職員の定期異動に伴う人件費の調整等を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについてご説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入といたしまして、上から4行目、3款国庫支出金、2項国庫補助金の補正額が902万1,000円の追加で、右のページ、保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金等の交付額の決定によるものでございます。

次に、下から2行目、8款繰入金、1項一般会計繰入金の補正額が441万6,000円の追加でございます。

12、13ページをお願いします。

繰入金の内容といたしましては、主に職員の定期異動等の人件費分に係る増額や前年度の国、県低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い繰り入れるものでございます。

次に、中段の9款繰越金、1項繰越金の補正額が1,042万3,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

14、15ページをお願いいたします。

歳出といたしまして、上から2行目、1款総務費、1項総務管理費の補正額100万円

の追加につきましては、職員の定期異動等に伴う人件費の調整によるものでございます。

次に、下から2行目の2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費の補正額が600万円の追加で、地域密着型介護予防サービス給付費等の増加によるものでございます。

16、17ページをお願いします。

下から2行目、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金の補正額が1,753万4,000円の追加で、前年度の介護給付費負担金など実績額の確定に伴う国や県などへの返還金でございます。

以上、議案第66号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） それでは、議案第67号について補足説明をさせていただきます。

議案第67号阿波市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について。

阿波市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年8月25日提出、阿波市長。

本条例の改正につきましては、吉野コミュニティセンターを吉野公民館として所管替えるため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、第2条の表から吉野コミュニティセンターの名称及び位置、別表3の吉野コミュニティセンターの表を削除するものでございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日でございます。

以上、議案第67号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 続きまして、議案第68号から議案第70号までの条例案件3件につきまして順次補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第68号阿波市工場立地法地域準則条例の一部改正について。

阿波市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年8月25日提出、阿波市長。

この条例につきましては、工場立地に際し、地域の自然的、社会的条件から緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合を提言している市場町切幡地区において、企業が当該区域に隣接する土地を取得したことから、新たに工場用地として編入するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、企業が取得した市場町切幡字南田 2 5 番地 1 及び 8 0 番地 2 を切幡地区の区域に追加するものでございます。

施行日は公布の日でございます。

次に、議案第 6 9 号土柱休養村センターの設置及び管理に関する条例の廃止について。

土柱休養村センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出、阿波市長。

この条例につきましては、阿波土柱の湯の利活用に関する整備基本方針に基づき、土柱休養村センター阿波土柱の湯の跡地について、プロポーザル方式による民間事業者への売却後、官民連携による利活用を予定しているため、本条例を廃止するものでございます。

施行日は公布の日でございます。

次に、議案第 7 0 号阿波市土柱自然公園及び阿波市休養村ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

阿波市土柱自然公園及び阿波市休養村ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出、阿波市長。

この条例につきましては、閉館中である土柱休養村センター阿波土柱の湯の跡地について、プロポーザル方式により民間事業者への売却を予定しているため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、阿波市休養村ふれあい公園として指定されている地番のうち売却予定の阿波町北正広 2 0 4 番地 1、2 0 6 番地 1 及び 2 1 6 番地 2 を削除するものでございます。

施行日は公布の日でございます。

以上、議案第 6 8 号から議案第 7 0 号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） 続きまして、議案第 7 1 号について補足説明をさせていただきます。

きます。

議案第71号阿波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。

阿波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年8月25日提出、阿波市長。

本条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、部分休業が拡充されるもので、対象となる子の年齢を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に引き上げるとともに、1日につき2時間を超えない範囲内、または1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内で取得可能と改正するものです。

施行日は令和7年10月1日でございます。

以上、議案第71号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 続きまして、議案第72号、議案第73号について補足説明をさせていただきます。

議案第72号阿波市公民館条例の一部改正について。

阿波市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年8月25日提出、阿波市長。

この条例につきましては、阿波市公民館条例の一部を次のように改正させていただきます。

吉野中央公民館の項及び吉野柿原公民館の項を削る。

阿波市公民館条例の一部を次のように改正する。

第1、土成中央公民館の項の前に次のように加える。

吉野公民館、阿波市吉野町西条字大西27番地2。

この条例は令和7年9月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

以上、議案第72号についての補足説明とさせていただきます。

続いて、議案第73号について補足説明をさせていただきます。

議案第 7 3 号阿波市教育集会所条例の一部改正について。

阿波市教育集会所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出、阿波市長。

この条例につきましては、阿波市教育集会所条例の一部を次のように改正いたします。

吉野町口教育集会所の項中、阿波市吉野町西条字出屋敷 1 7 9 番地を阿波市吉野町西条字出屋敷 1 7 9 番地 1 に改める。

この条例は公布の日から施行する。

以上、議案第 7 3 号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、報告第 5 号令和 6 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について補足説明をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見をつけて報告する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出、阿波市長。

初めに、一般会計等に係る健全化判断比率についてでございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、全ての会計が黒字決算であることから、赤字の数値はございません。

次に、実質公債費比率につきましては 7. 8 %で、早期健全化基準 2 5 %の範囲内となっており、対前年度比 0. 1 ポイントの減となっております。

また、将来負担比率につきましては、負債より資産が多いことから、数値はございません。

次に、公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、全ての公営企業で資金不足額が生じていないことから、数値はございません。

以上、報告第 5 号の補足説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 以上で補足説明が終わりました。

ここで、議案第 5 6 号令和 6 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第 6 3 号令和 6 年度阿波市農業集落排水事業会計決算認定についてまでの決算認定 8 件と報告第 5 号令和 6 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の報告を

求めます。

池上監査委員。

○監査委員（池上茂和君） 監査委員の池上でございます。

本来ならば中野代表監査委員が出席して報告すべきところですが、本日都合により出席することがかなわないため、地方自治法第199条の3第4項の規定により中野代表監査委員より指定を受けましたので、私のほうから決算審査報告を行います。

審査に付されました令和6年度一般会計、特別会計、公営企業会計、財産区会計の決算及び決算書類並びに基金運用状況について、阿波市監査基準に基づき、関係職員の説明を求め、例月現金出納検査及び定例監査の結果、以上を参考にして計数の正確性、事務処理の成否、さらに予算執行上の適否について慎重に審議いたしました。

各会計の決算及び決算書類は、いずれも計数は正確で、内容も適正であると認められました。

また、諸帳簿、証憑書類等の計数は正確であり、その管理状況も適正かつ確実に整理されておりました。

基金運用についても、債券運用比率は20%以下で現金不足のおそれはなく、健全に運用されておりました。

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費などの経常経費に地方税、譲与税などの経常一般財源収入がどの程度使われたかを見ることにより財政構造の弾力化を測定するもので、前年度より1.3ポイント高い98.8%で、財政の硬直化の傾向を示しております。

また、このことに対応するために、財産収入において、公用車を単に廃車にするのではなくオークションで売却するなど、自主財源確保の道を模索し、また管理職による特別滞納整理を行うなど努力の跡もうかがえます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に示されています各比率は健全化基準の範囲内であり、公営企業会計に係る資金不足比率につきましても資金不足が生じていないことから財政が健全であることを示唆しており、結果として現在のところ阿波市の財政運営は市民の期待に沿うよう健全に推移していると言えます。

加えて、ふるさと納税額も増加していますが、さらにふるさと納税における返礼品のブランド化及び拡充等により自主財源の確保に努め、市を取り巻く急激な環境変化に対応すべく、阿波市行財政改革推進プラン2025に基づき、これからの時代にふさわしい行

財政改革の遂行により魅力ある阿波市に発展するよう期待するところであります。

詳細な内容につきましては、お手元の議案書の中に我々監査委員から意見を提示してございますので、ご高覧ください。

以上で決算審査報告といたします。

○議長（笠井安之君） 以上で報告が終わりました。

ただいま議題となっております議案中、議案第56号令和6年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定については、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、議長により指名いたします。

委員に、三浦三一君、阿部雅志君、木村松雄君、藤本功男君、後藤修君、武澤豪君、竹内政幸君、黒川理佳君、以上8人を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

選任された委員におかれましては、本日、委員会を開催の上、正副委員長を決定していただきますようお願いいたします。委員の皆様は議長室へお集まりください。

暫時休憩といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長に武澤豪君、副委員長に三浦三一君が選任されたので、ご報告いたします。

~~~~~

日程第 2 3 請願第 1 号 「徳島県平和の日」の条例制定を求める意見書の提出を  
求める請願

○議長（笠井安之君） 次に、日程第 2 3、請願第 1 号「徳島県平和の日」の条例制定を  
求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員であります藤本功男議員に説明を求めます。

藤本功男君。

○10番（藤本功男君） それでは、請願第 1 号「徳島県平和の日」の条例制定を求める  
意見書の提出を求める請願について、紹介議員として説明させていただきます。

1945（昭和20）年7月4日、129機のB29爆撃機は、徳島市において、午前  
1時24分から約2時間にわたり無差別爆撃を行いました。この空襲によって市街住宅区  
の74%が廃墟となり、全人口の6割に当たる約7万人が被災し、死者約1,000人、  
負傷者約2,000人とされる甚大な被害がもたらされました。徳島県内では、このほか  
にも少なくとも35か所、死者309人、負傷者301人以上の空襲被害が出ています。

私たちは、大空襲をはじめとする戦争の悲惨な実相や体験を風化させることなく語り継  
ぐことで、再び過ちが繰り返されることのないよう次の世代へと引き継いでいかなければ  
なりません。

2025年は、徳島大空襲から80年、そして終戦から80年という節目の年となりま  
す。徳島県においては、徳島大空襲の日である7月4日を徳島県平和の日として節目の年  
である2025年を目途に条例を制定するとともに、住民の生命、身体及び財産を保護す  
る責務を有する自治体として、住民生活を脅かすことにつながるあらゆる行為に対し、県  
民の基本的な人権を優先した対応を図ることが求められます。

つきましては、地方自治法第99条の規定により、徳島県平和の日の条例制定を求める  
意見書を決議し、徳島県知事に提出していただきますよう請願するものでございます。ご  
審議いただきまして、採択されますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（笠井安之君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第 1 号については、会議規則第 1 4 1 条の規定によ  
り、お手元に配付の請願文書表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

~~~~~

日程第 2 4 中央広域環境施設組合議会の議員選出について

○議長（笠井安之君） 次に、日程第24、中央広域環境施設組合議会の議員選出についてを議題といたします。

中央広域環境施設組合から吉野川市が脱退したことにより組合規約が一部改正され、8月1日より組合議員の議員定数が阿波市は7名から8名の1名増となっております。それに伴い、当該組合より選任依頼が届いております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選といたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

直ちに指名いたします。

中央広域環境施設組合議会の議員に吉田稔君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました吉田稔君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、吉田稔君が中央広域環境施設組合議会の議員に当選をいたしました。

なお、当選されました吉田稔君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の日程を報告いたします。

次回は、9月4日午前10時から代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時23分 散会